

平成22年5月19日

**株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属
特定無線局の包括免許に係る電波監理審議会からの答申**

総務省は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（代表取締役社長：山田 隆持）から申請のあった特定無線局の包括免許について、本日、電波監理審議会（会長：原島 博 東京大学名誉教授）へ諮問したところ、諮問のとおり包括免許を与えることを適当とする旨の答申を受けました。

1 申請及び審査の概要

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから2GHz帯の周波数を使用する小電力レピータに係る特定無線局の包括免許の申請（概要は別紙のとおり。）がありました。

当該申請について、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4の規定に基づき審査したところ、適合していると認められました。

2 電波監理審議会からの答申

同法第99条の11第1項第4号の規定により、本日、電波監理審議会へ諮問したところ、諮問のとおり包括免許を与えることを適当とする旨の答申を受けました。

3 今後の予定

電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに各総合通信局及び沖縄総合通信事務所において包括免許を付与します。

連絡先

担 当：総合通信基盤局 電波部 移動通信課

村田課長補佐、江原官

電 話：（直通）03-5253-5893（代表）03-5253-5111 内線5893

F A X：03-5253-5946

E-mail：menkyo_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの包括免許の申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	2010年12月より、2GHz帯にてLTE方式の商用サービス開始を予定しており、LTE方式においても、3G方式と同様、屋内における不感地などの圏外解消などのお客様要望に、迅速に対応するため、3G方式及びLTE方式の両方に対応した包括免許の陸上移動局（小電力レピータ）の開設を希望する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<p>5M00 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 1942.6MHz から 1957.4MHz まで 200kHz間隔の周波数 75波 40mW</p> <p>5M00 G7W 2132.6MHz から 2147.4MHz まで 200kHz間隔の周波数 75波 40mW</p> <p>5M00 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W, D1A, D1B, D1C, D1D, D1E, D1F, D1X, D7W 1942.5MHz から 1957.5MHz まで 100kHz間隔の周波数 151波 40mW</p> <p>5M00 X7W 2132.5MHz から 2147.5MHz まで 100kHz間隔の周波数 151波 40mW</p>
最大運用数	77,530局（全国合計）
運用開始予定期日	免許の日